

児童手当額改定請求書及び 監護相当・生計費の負担についての確認書提出のご案内

18歳到達後の最初の年度末の翌日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの子について、生計費を負担し、第3子以降の受給がある場合は、同封の児童手当額改定請求書及び監護相当・生計費の負担についての確認書（以下確認書）両方の御提出が必要となります。

児童手当額改定請求書及び確認書を提出していただかないと令和8年4月分（令和8年6月12日振込分）以降の手当について多子加算が適用となりませんので、御注意ください。

※今回の申請において、対象の子の職業等が「無職」、「その他」となっている場合、6月の現況確認時に再度確認書の提出が必要な場合がございます。予め御了承ください。

●提出期限等

○提出期限：令和8年4月16日（木）消印有効

期限までに提出がない場合、令和8年4月分の支給ができません。期限を過ぎて提出した場合、遡り支給はできません。

○提出方法

（誤記入・記入漏れはないか、必要な添付書類はあるか、提出前にもう一度御確認ください。）

*** 郵送による提出：**同封の返信用封筒に規定料金を貼付の上、返送してください。

なお、「特定記録郵便」や「簡易書留」等を利用すると、到達の有無が確認できます。郵送提出に係る費用は受給者の御負担になります。

*** 窓口での提出：**区役所の各窓口に出してください。

平日 8:30～17:00、第2・4土曜日 8:30～12:30 支所・出張所・行政サービスコーナーでは受付できません。

*** オンラインでの申請**

詳細は川崎市児童手当のホームページで確認をしてください。（「川崎市 児童手当」で検索）スマートフォンで申請する場合はマイナンバーカードが、パソコンで申請する場合はマイナンバーカードとICカードリーダーが必要となります。また、別途郵送による提出物等が必要な場合があります。

※児童手当額改定請求に係る手続きと、監護相当・生計費の負担についての確認書に係る手続き共に必要です。片方だけでは手続きができませんので御注意ください。

●多子加算について（例）

令和8年3月31日時点
多子加算が適用されている

第1子（高校3年生）
月額10,000円

第2子（高校1年生）
月額10,000円

第3子（中学2年生）
月額30,000円

第3子なので
増額

令和8年4月1日以降
多子加算が適用されると

第1子（大学1年生）
支給対象外

第2子（高校2年生）
月額10,000円

第3子（中学3年生）
月額30,000円

第3子なので
増額

令和8年4月1日以降
多子加算が適用されないと

第1子（大学1年生）
支給対象外

第1子として
カウントできない

第1子（高校2年生）
月額10,000円

第2子（中学3年生）
月額10,000円

第2子扱いとなり
増額されない
手当額が減る

詳細は川崎市ホームページを
御確認ください。



（川崎市ホームページ）

多子加算のカウント対象
となるには、申請手続き
が必要です。
（裏面をご確認ください）

●提出いただく書類（郵送申請の場合）

○ 同封の児童手当額改定請求書

- * 「児童手当額改定請求書の記入例」を参考に、必要事項を記入してください。
- * 令和8年4月1日現在の状況を記入してください。

○ 同封の監護相当・生計費の負担についての確認書

- * 「監護相当・生計費の負担についての確認書の記入例」を参考に、必要事項を記入してください。
- * 令和8年4月1日現在の状況を記入してください。

○ 18歳到達後の最初の年度末の翌日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの子に係る個人番号が分かる書類

- * マイナンバーカード（両面）、通知カードの写し、個人番号入りの住民票
- * 原則、個人番号（マイナンバー）を利用した情報提供ネットワークシステムによる情報照会により川崎市が確認いたします。

○ 請求者本人の身元確認書類

- ・1点でよいもの

マイナンバーカード（個人番号カード）、運転免許証、運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る。）、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カードまたは特別永住者証明書

- ・2点必要なもの

資格確認書（※2）、国民年金手帳、児童扶養手当証書または特別児童扶養手当証書、戸籍謄本、戸籍抄本、被保護証明

※1 資格確認書の写しを提出いただく際は、記号・番号等の部分については黒塗りするなどして番号が見えないようにしてください

*オンライン申請の際は、必要書類の画像等を添付して申請してください。オンライン申請の場合は、マイナポータルサイトにおいて「児童手当の額改定請求に係る手続き」と「監護相当・生計費の負担についての確認書に係る手続き」両方の申請をお願いします。

●書類提出期日・多子加算適用月分・支給日等について

児童手当額改定請求書・確認書提出日	支給月分	多子加算適用分の支給日
令和8年4月16日（木）着	4月分から多子加算適用	令和8年6月12日（金）
令和8年4月17日（金） ～令和8年4月30日（木）着	5月分から多子加算適用 （4月分は多子加算適用なしで支給）	令和8年6月12日（金）
令和8年5月中 着	6月分から多子加算適用 （4月・5月分は多子加算適用なしで支給）	令和8年8月14日（金）

※令和8年4月17日（金）を超えた後に提出があった場合には、当該提出のあった月の翌月分から多子加算対象に算定することとなりますので御注意ください。

●お問合せ先（お住まいの区の区役所等へお問合せください。）

お問合せ先	電話番号	お問合せ先	電話番号
川崎市役所 区民課 住民記録第2係	044-201-3141	幸区役所 区民課 住民記録第2係	044-556-6615
中原区役所 区民課 住民記録第2係	044-744-3172	高津区役所 区民課 住民記録第2係	044-861-3161
宮前区役所 区民課 住民記録第2係	044-856-3141	多摩区役所 区民課 住民記録第2係	044-935-3152
麻生区役所 区民課 住民記録第2係	044-965-5121	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室	044-200-2674